

第14回久慈市議会定例会会議録（第1日）

議事日程第1号

平成25年12月5日（木曜日）午前10時00分開議

第1 会期の決定

議会運営委員長の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号から議案第58号まで及び報告第1号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託（議案第1号から議案第3号まで及び議案第8号から議案第11号までを除く）

第4 議案第8号（質疑・討論・採決）

第5 議案第9号、議案第10号、議案第11号（質疑・討論・採決）

第6 請願2件

請願の紹介

委員会付託

会議に付した事件

日程第1 会期の決定

議会運営委員長の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第1号 平成25年度久慈市一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成25年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第4号 集会所条例を廃止する条例

議案第5号 市営住宅等条例の一部を改正する条例

議案第6号 久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

議案第7号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

議案第8号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

議案第9号 岩手北部広域環境組合規約の一部変

更の協議に関し議決を求めることについて

議案第10号 岩手北部広域環境組合の解散の協議に関し議決を求めることについて

議案第11号 岩手北部広域環境組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

議案第12号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて

議案第13号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第14号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第15号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第16号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第17号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第18号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第19号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第20号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第21号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第22号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第23号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第24号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第25号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第26号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第27号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第28号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第29号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第30号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第31号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第32号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第33号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第34号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第35号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第36号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第37号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第38号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第39号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第40号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第41号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第42号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第43号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第44号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第45号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第46号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第47号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第48号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて

議案第49号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第50号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第51号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第52号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第53号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第54号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第55号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第56号 指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
議案第57号 小袖漁港区域内の公有水面の埋立て
についての意見に関し議決を求めることについ
て
議案第58号 市道路線の変更に関し議決を求める
ことについて
報告第1号 道路の管理に関する事故に係る損害
賠償事件に関する専決処分の報告について
日程第4 議案第8号 岩手県市町村総合事務組合
規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について
日程第5 議案第9号 岩手北部広域環境組合規約
の一部変更の協議に関し議決を求めることにつ
いて
議案第10号 岩手北部広域環境組合の解散の協議
に関し議決を求めることについて
議案第11号 岩手北部広域環境組合の解散に伴う
財産処分の協議に関し議決を求めることについ
て
日程第6 請願受理第8号 特定秘密保護法に反対
する請願
請願受理第9号 「所得税法第56条の廃止を求め
る意見書」採択を求める請願

出席議員 (24名)

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 下川原 光 昭君
3 番 藤 島 文 男君 4 番 上 山 昭 彦君

5 番 泉 川 博 明君 6 番 木ノ下 祐 治君
 7 番 畑 中 勇 吉君 8 番 砂 川 利 男君
 9 番 山 口 健 一君 10 番 桑 田 鉄 男君
 11 番 澤 里 富 雄君 12 番 中 平 浩 志君
 13 番 小 柳 正 人君 14 番 堀 崎 松 男君
 15 番 小 倉 建 一君 16 番 小野寺 勝 也君
 17 番 城 内 仲 悦君 18 番 下 館 祥 二君
 19 番 中 塚 佳 男君 20 番 八重櫻 友 夫君
 21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
 23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君
 欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 一田 昭彦 事務局次長 嵯峨 一郎
 庶務グループ 高畑 伸一 議事グループ 田高 慎
 総括主査 総括主査
 議事グループ 長内 紳悟
 主 任

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 副 市 長 外館 正敏君
 副 市 長 星 文雄君 総 務 部 長 菅原 慶一君
 総務部付部長 大湊 清信君 総合政策部長 中居 正剛君
 総合政策部付部長 晴山 真澄君 市民生活部長 澤口 道夫君
 健康福祉部長 砂子 勇君 農林水産部長 村上 章君
 (兼)福祉事務所長 産業振興部長 澤里 充男君 建設部長 小上 一治君
 (兼)水道事務所長 山形総合支所長 中新井田欣也君 教育委員長 鹿糠 敏文君
 教 育 長 亀田 公明君 教育次長 小倉 隆喜君
 監 査 委 員 石渡 高雄君 総務部総務課長 久慈 清悦君
 (併)選管事務局長 農業委員会 泉澤 民義君 教育委員会 米澤 喜三君
 事務局 長 松本 賢君 総務学事課長
 監査委員事務局長

午前10時00分 開会・開議

○議長（八重櫻友夫君） ただいまから第14回久慈市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（八重櫻友夫君） 諸般の報告をいたします。

市長から議案等の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、請願2件を受理いたしましたので、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告3件が

提出され、お手元に配付してあります。

次に、教育委員会委員長から、平成24年度教育委員会事務点検評価報告書が提出され、お手元に配付してあります。

次に、9月定例会以後の当職の出席した会議等、主な事項について、概要を配付してあります。

なお、地方自治法第100条第13項並びに久慈市議会会議規則第120条第1項ただし書き及び同条第2項の規定により、当職において決定し、議員派遣した内容については、配付のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

次に、平成25年度委員会所管事項調査報告書が各常任委員会から提出されており、その写しを配付してあります。

日程第1 会期の決定

○議長（八重櫻友夫君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し、委員長の報告を求めます。小柳議会運営委員長。

〔議会運営委員長小柳正人君登壇〕

○議会運営委員長（小柳正人君） 第14回久慈市議会定例会の運営につきまして、去る12月3日に議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今定例会で審議いたします案件は、市長付議事件58件及び請願2件であります。また、専決処分報告が1件あります。

一般質問につきましては、5会派及び2人の計7人の議員から通告されております。

これらのことから、お手元に配付しております日程案のとおり、本日と12月10日、11日及び18日に本会議を、12月13日に委員会をそれぞれ開き、12月6日、9日、12日、16日及び17日を議案調査のための休会とし、今定例会の会期は本日から12月18日までの14日間とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（八重櫻友夫君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの14日間と決することにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中塚佳男君、高屋敷英則君、宮澤憲司君を指名いたします。

日程第3 議案第1号から議案第58号まで及び報告第1号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第1号から議案第58号まで及び報告第1号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。外館副市長。

〔副市長外館正敏君登壇〕

○副市長（外館正敏君） 提案いたしました議案58件の提案理由、及び報告1件についてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第4号）」であります。今回の補正は、9月補正予算編成後において対応を要する事業費や、国県支出金等の内定による事業費等について計上をしたものであります。

1ページをごらん願います。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億1,412万8,000円を追加し、補正後の予算総額を278億8,746万5,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条債務負担行為の補正であります。5ページの第2表のとおり、路線バス運行事業ほか17件を追加しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正であります。6ページの第3表のとおり、水産振興施設整備事業を追加しようとするものであります。

次に、議案第2号「平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。1ページのとおり、第1条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,084万8,000円を追加し、

補正後の予算総額を16億2,936万円にしようとするものであります。補正の内容であります。歳入につきましては、2ページ第1表のとおり、国県支出金及び諸収入を減額、繰入金及び市債を増額し、歳出につきましては、3ページのとおり、下水道管理費及び公債費を増額、下水道事業費を減額しようとするものであります。

次に、第2条地方債の補正は、4ページ、5ページ、第2表のとおり、下水道高資本対策借換債を追加し、下水道整備事業についてその限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第3号「平成25年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」であります。1ページをお開き願います。

第2条収益的収入および支出の補正は、支出の上水道事業費を521万5,000円、簡易水道事業費を132万1,000円、営農飲雑用水給水受託事業費を31万円増額しようとするものであります。

次に、第3条資本的収入および支出の補正は、収入を2,470万円増額しようとするものであります。

続きまして、2ページをお開き願います。支出を2,577万3,000円増額しようとするものであります。

次に、第4条企業債の補正であります。表のとおり、借換債を追加しようとするものであります。

次に、議案第4号「集会所条例を廃止する条例」であります。この条例は、集会所を廃止しようとするものであります。

次に、議案第5号「市営住宅等条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、現在整備を進めている久喜地区災害公営住宅が本年12月に完成見込みとなったことから、久喜地区住宅を設置するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い所要の整理をしようとするものであります。

次に、議案第6号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例は、山根小学校及び山根中学校を廃止し、山根小学校は小久慈小学校に、山根中学校は長内中学校にそれぞれ統合しようとするものであります。

次に、議案第7号「あっせんの申立てに関し議決を求めることについて」ご説明を申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東京電力株式会社

原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用につきましては、同社に対し、岩手県を中心に県内の該当市町村とともに損害賠償を求めているところであり、しかし、これに応じないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、当該他の団体と歩調を合わせ、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てをしようとするものであります。

次に、議案第8号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は、平成26年1月1日から、雫石・滝沢環境組合が滝沢・雫石環境組合に名称を変更することに伴う岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し所要の手続きを経ようとするものであります。

次に、議案第9号「岩手北部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は、当該組合解散後の事務の承継等について定めるため、同組合規約の一部変更についての協議に関し議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第10号「岩手北部広域環境組合の解散の協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は、当該組合を平成25年12月31日をもって解散することの協議に関し議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第11号「岩手北部広域環境組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は、当該組合の解散に伴う財産処分について、その財産を同組合の事務を承継する団体に帰属させることの協議に関し議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第12号「財産の譲渡に関し議決を求めることについて」であります。本案は、半崎町内会に半崎集会所を無償譲渡しようとするものであります。

次に、議案第13号から議案第56号までの合計44件に係る「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

これらの議案は、平成26年3月31日をもって指定管理者の指定の期間が満了となる公の施設及び新たに指定管理者による管理を行おうとする公の施設について、管理を行わせるため指定管理者の指定をしようとする

ものであります。指定管理者制度の概要等につきましては、去る11月22日の議員全員協議会において申し上げますとおり、新たな指定管理者の公募等を行い、指定管理者選定審査会の審査を経て今回提案するものであります。

以下、お手元に配付いたしております議案第13号から議案第56号までの参考資料、指定管理者の指定に関する議案一覧表により一括してご説明を申し上げますので、ごらん願いたいと思います。

この資料は、各議案において指定をしようとする団体の名称等を一覧表にしたものであります。

まず、一番上の議案第13号であります。福祉の村・屋内温水プールには、社会福祉法人久慈市社会福祉協議会を指定しようとするものであります。以下、議案第14号から議案第56号までにつきましても、それぞれの公の施設について記載のとおり団体を指定しようとするものであります。

なお、指定の期間は、新たに指定する田屋公園は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とし、その他の施設については、いずれも平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっております。

以上で、指定管理者の指定に関する議案の一括説明といたします。

次に、議案第57号「小袖漁港区域内の公有水面の埋立てについての意見に関し議決を求めることについて」であります。小袖漁港の物揚場の改良に伴い、埋立免許を出願したところ、岩手県知事から公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたことから、異議がない旨の意見を述べるため議決を求めようとするものであります。

事業の概要であります。小袖漁港の夫婦岩前の物揚場と防波堤が接続する部分について、面積54.67平方メートルを埋め立てをするものであり、平成26年3月に完了しようとするものであります。

次に、議案第58号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」であります。ご提案申し上げます市道中沢線に接続する道路は、東日本大震災により被災した住宅の再建のための宅地造成地に通じる道路であり公共性が認められることから、市道路線を延長しようとするものであります。

次に、報告第1号「道路の管理に関する事故に係る

損害賠償事件に関する専決処分^の報告について」であります。本件は、本年9月10日、通勤のため脇道から市道久慈湊線に侵入した車両が、砂利道の路面に突出していた下水道マンホールに接触し、車両の左前輪を損傷したもので、その事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、道路の管理につきましては、今後さらにパトロールを強化し、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で、提案理由及び報告の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

恐れ入ります。訂正をお願いをいたします。

議案第2号「平成25年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の説明において、2ページ第1表の歳入において、国庫支出金と申し上げましたが、国庫支出金の誤りでしたので、訂正させて、おわび申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（八重櫻友夫君） これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。議案第4号から議案第7号まで及び議案第12号から議案第58号までの51件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、付託省略議案についてお諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの補正予算及び議案第8号から議案第11号までの議案は、委員会の付託を省略し、議案第1号から議案第3号までの補正予算3件については、12月18日の本会議で審議することとし、議案第8号から議案第11号までの議案4件については、本日審議することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第8号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、議案第8号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、議案第8号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」ご説明を申し上げます。

協議の内容であります。先ほど外館副市長からご説明申し上げましたとおり、平成26年1月1日から雫石・滝沢環境組合が滝沢・雫石環境組合に名称変更することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更することに関し協議がありましたことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

本案は、岩手県市町村総合事務組合から本年10月4日付で協議があり、構成市町村で取りまとめの上、岩手県知事の許可を受ける必要があることから、12月16日までに議決書謄本の送付を求められたものであり、本日議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第8号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第9号、議案第10号、議案第11号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第5、議案第9号から議案第11号までを議題といたします。

これら議案3件につきましては、相互に関連がありますので、一括して説明を受け、審議を行うことにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

説明を求めます。澤口市民生活部長。

○市民生活部長（澤口道夫君） それでは、議案第9号から議案第11号までの岩手北部広域環境組合の解散にかかわる議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第9号「岩手北部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は、現行の規約では解散後の事務の承継等について定めがないことから、事務を継承する団体を二戸市に定めるほか、所要の規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

変更の内容であります。議案の別紙をごらん願います。

現行規約の第16条を第18条とし、第15条の次に、事務の承継といたしまして、第16条、「解散後の事務については、二戸市が承継する。」次に、解散後の決算について、第17条、「組合の管理者が調製した決算について、二戸市の監査委員が審査を行い、これを二戸市の議会の認定に付することとする。」以上の2つの条を加えようとするものであります。

また、規約の一部変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、構成市町村議会の議決後、岩手県知事の許可を受けなければならないことから、変更後の規約については、県知事の許可があった日から施行しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第10号「岩手北部広域環境組合の解散の協議に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。本案は、地方自治法第288条の規定により、平成25年12月31日をもって岩手北部広域環境組合を解散することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。解散の手続きにつきましては、構成市町村議会の議決後、岩手県知事に届け出を行うものであります。

次に、議案第11号「岩手北部広域環境組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについ

て」であります。本案は、地方自治法第289条の規定により、当該組合の解散に伴う財産処分について、その財産を同組合の事務を承継する団体、具体的には二戸市になりますが、事務を承継する団体に帰属させることの協議に関して、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

同組合の財産につきましては、議案に添付しております参考資料、岩手北部広域環境組合の財産に関する調書をごらん願います。調書には、取得価格5万円以上の備品について記載をしておりますが、いわゆる事務機器等の備品、その他の物品のみでございます。残存価格でおおよそ89万円相当と伺っているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 今の問題に関して、2点お聞かせをいただきます。

一つは、検証と責任、反省の問題であります。

平成22年3月にこの議会で参加を議決をして今日に及んでるわけですが、この3年9カ月間の間に、2億6,200万円弱の予算が投入されて、久慈市の持ち出しは8,400万という状況にあります。当時、私どもは、いわゆるごみ処理の広域化は、言われておったのは、経費の節減、15年間で10億円の節減になるというのが第1の理由でした。二つ目は、国からの循環型社会形成推進交付金、これを受けるには久慈、二戸の合併、広域化は必要なんだという説明。3点は、ダイオキシン対策で、日量100トン以上のごみ処理をしてダイオキシンを防止するんだと。そのために久慈、二戸の広域化が必要なんだというのが提案の理由でした。

私どもは、15年間で10億円の節減の問題にしても、政府の交付金の問題にしても、極めて問題があるという指摘をして、当初から反対をしてきたものであります。委員会の審議の中では、焼却場の煙突2本が一つになるからいいんだというような意見もあって、結果として広域処理に参加をして今日に至って、先ほど言いましたように3年9カ月間費やして、2億6,000万円、久慈市の負担が8,000万という経過、そしてここに至って解散に至ったと。

私は、この経過の中では、それぞれの8自治体の、やっぱり政策的な判断の問題も当然あります。同時に、

たしか、当時の流れからすれば、県のいわゆるごみ処理の広域化、県が主導して県下の自治体に押しつけたと言えど語弊があるかも知れないけども、かなり強力に進めてきたという背景があると思うんです。そういう背景があるにしても、やはりこういう結果に及んだ検証と、やっぱり反省というのは当然あってしかるべきではないかというふうに思うのですが、その点、第1点お聞かせをいただきたい。

第2点は、いわゆる8自治体で構成してるわけです。その8自治体で、解散して、久慈、二戸それぞれでやりましょうということで大方の流れのようではありますが、現在までのところのそれぞれの自治体でのこの議会の対応の状況と、もし加盟自治体の議会でどこかがだめだと、解散は賛成できないという、もしなった場合には、どういう流れになるのか、その2点をお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 解散にかかわっての検証ということですので、これについては、いろいろ構成8市町村の会議の中でも、やはりそういう意見等も出てというふうには理解しております。

今後、いわゆる結果として解散に至っているわけですので、これらについての検証等については、それぞれ構成市町村でもって検証していくということになるというふうなことで理解をしてるところであります。

それから、解散にかかわっての8自治体の議会の議決のかかわりのご質問だと思うのですが、1自治体でも反対ということになると、これは地方自治法上はやはり解散はできないということになるかと思えます。いずれ、構成8市町村でもって議会の議決をいただいて、そして解散に至るということですので、もしそういうふうなことになるのであれば、やはりそのところは、構成市町村でもって当該団体にいろいろな要請等を行っていくことになるのかなというふうには思っているところあります。

結果的には、やはり構成8市町村でもって議決をいただくということで、解散という流れになるかと思えます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 澤口市民生活部長。

○市民生活部長（澤口道夫君） 構成8市町村の議会の議決の状況でございますけれども、本日までに議決

済みなのが、一戸町、それから軽米町、それから普代村でございます。それから、きょう、久慈市、それからあと本日二戸市のほうでも議会が開かれておりまして、議決される見込みだということです。残りの野田村、洋野町それから九戸村については、ちょっとこれからの議会の議決になるというふうに聞いております。以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） わかりました。

そうすると、いわゆるこの3年9カ月間の検証については、それぞれの自治体で今後検証していくということではないのですか。

○議長（八重櫻友夫君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） おっしゃるとおり、それぞれの自治体でも検証すると思えますし、それから、今後構成8市町村の首長会議等が開かれるとすれば、その中でもそういう議論にはなるかと思えます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

まず、議案第9号を採決いたします。議案第9号「岩手北部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。議案第10号「岩手北部広域環境組合の解散の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。議案第11号「岩手北部広域環境組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立全員であります。よって

て、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 請願受理第8号、請願受理第9号**

**○議長（八重櫻友夫君）** 日程第6、請願受理第8号及び請願受理第9号を議題といたします。

請願について、紹介議員の説明を求めます。1 番梶谷武由君。

〔1 番梶谷武由君登壇〕

**○1 番（梶谷武由君）** 請願受理第8号「特定秘密保護法に反対する請願」について紹介いたします。

特定秘密保護法は11月26日に衆議院で可決されましたが、この法律は全部で26条からなっており、多くの問題を抱えています。特定秘密の対象となる情報は、大きく分類すると、防衛、外交、特定有害活動、これはいわゆるスパイのことです。そして、テロリズムの防止に関する条項で、定義が曖昧で特定秘密の指定は行政機関の長の判断でできるとなっています。

秘密の範囲が際限なく拡大するばかりでなく、秘密を漏らすことや秘密を知ろうとして働きかけることも、公務員、民間人を問わず処罰の対象になり、最高で10年の懲役が科せられます。報道機関がこれまで外交や防衛あるいは軍事機密、原発などさまざまな事柄について取材し報道してきましたが、報道機関の取材行為も処罰の対象になる可能性があります。国民の知りたいことが報道されなくなれば、国民の知る権利が損なわれることになり、拙速な制定は将来に大きな禍根を残すこととなります。

日本弁護士連合会をはじめ報道関係者、出版業界、大学教授、労働団体など多数の団体が、この法律の制定に反対する声明を発表しているのは、ご承知のとおりです。特定秘密の内容が適正なものであるか否かについての第三者機関のチェックの仕組みもできていません。また、指定の有効期間についても大きな問題があります。

特定秘密を取り扱う者に対する適正評価制度が導入されますが、これは公務員に限らず民間企業で働く方も対象となり、本人のみならず家族等まで、国籍や犯罪、懲戒処分歴、精神疾患、飲酒や経済状況まで調べることとなり、プライバシーの侵害に当たります。

11月25日に福島市で開かれた地方公聴会では、意見陳述者7人の全員が法案への懸念や反対の考えを示したとの報道もあります。現在の国家公務員法や自衛隊

法による守秘義務や現行法による情報管理をしっかりと行うことによっても対応できると考えます。

議員各位のご賛同をお願いし、請願の紹介を終わります。

**○議長（八重櫻友夫君）** 17番城内仲悦君。

〔17番城内仲悦君登壇〕

**○17番（城内仲悦君）** 請願受理第9号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願」について、紹介議員を代表しご紹介申し上げます。

議員各位既にご承知のとおり、中小業者は地域経済の担い手として、さらに日本経済の発展のために大きく貢献していることについては認識を共有するところであります。

しかしながら、その中小業者の経営を支えている家族従業者の働き分、自家労賃は、所得税法第56条で「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」として、必要経費として認められていないのであります。家族従業者の働き分は事業主の所得となります。配偶者は86万円、家族は50万円が控除されるのみであります。

一人ひとりの人権を認めない封建的な名残である56条は、早急に廃止すべきとして、全国で360余りの自治体が政府に意見書を上げています。県内でも、既に宮古市、一関市、奥州市の3市が採択しており、町、村にも広がりつつあります。国会でも、経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたことと答弁しているところであります。

どうぞ、本請願について十分に深いご審議の上、ご採択を賜り、政府に対し意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（八重櫻友夫君）** ただいま議題となっております請願2件は、お手元に配付してあります請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

~~~~~

散会

○議長（八重櫻友夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午前10時44分 散会